

特別区民税・都民税・森林環境税納税通知書等に係る封入封緘等委託事業者
選定委員会要領

(目的)

第1条 特別区民税・都民税・森林環境税納税通知書等に係る封入封緘等委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、特別区民税・都民税・森林環境税納税通知書等に係る帳票等の作成、印字及び封入封緘等の業務を、適正な情報管理のもと、期限内に正確かつ安全に実施することのできる事業者を選定することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項を検討することとし、非公開で行う。

- (1) 委託事業者選定基準の作成に関する事項
- (2) 前号のほか、委託事業者の選定に関する事項

(構成)

第3条 選定委員会は、次の各号により構成する。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部 課税課長
- (3) 総務部 課税課 課税第一係長
- (4) 総務部 課税課 課税第二係長
- (5) 総務部 課税課 税制運用係長
- (6) その他、総務部長が必要と認める者

(召集)

第4条 選定委員会は、総務部長が召集する。

(庶務)

第5条 選定委員会の庶務は、総務部課税課が行う。

(委任)

第6条 前条までに定めるもののほか必要な事項は、総務部長が定める。

付則

この要領は、平成28年9月5日から施行する。

付則

この要領は、令和3年9月6日から施行する。

付則

この要領は、令和8年9月15日から施行する。